

## 大分市一廃棄物処理手数料の改定について

- ・ 一時的多量廃棄物の処理に係るもの
- ・ 犬、猫等の死体の処理に係るもの

令和元年7月

環境部 清掃業務課

## 1 一般廃棄物処理手数料の改定について

本市が、「一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物」及び「犬、猫等の死体」を処理（収集・運搬、処分）したときは、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 25 条の規定により、排出者に一般廃棄物処理手数料を（以下「手数料」という。）を徴収していますが、この度手数料の見直しを行うことを考えております。

### (1) 手数料改定案

#### ○一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき

軽貨物自動車(0.35トン積)相当量以下 1回につき

現 行	令和元年10月1日 ※消費税10%	改定案
2,140円	2,180円	1,960円

#### ○犬、猫等の死体を市が処理したとき

1体につき

現 行	令和元年10月1日 ※消費税10%	改定案
530円	540円	710円

### (2) 実施期日 令和2年4月1日

## 2 一時的多量廃棄物の処理に係る手数料の見直しの考え方

### (1) 前回の手数料の改定について

通常のごみステーション収集では対応できない一時的多量ごみや家具等の粗大ごみを戸別収集する場合は、通常の収集より経費がかかるため、費用負担の公平性を確保し排出者に応分の負担を求める趣旨から、手数料を徴収しています。

前回の改定は、平成26年11月の家庭ごみ有料化に併せて実施しており、手数料の算定は、①市民の負担割合、②収集・運搬経費、③処分経費（廃棄物処理施設使用料）により構成し、また、ごみ処理に係る費用を算出している一般廃棄物処分原価等を基礎としています。

### (2) 今回の改定について

今回の改定は、現行手数料の考え方である、①市民の負担割合、②収集・運搬経費、③処分経費による構成は引き続き踏襲し、一般廃棄物処理原価等の算出基礎数値は直近のデータに置き換えてより現況に即したものとするとともに、廃棄物処理施設使用料の改定を踏まえた手数料の改定を行いたいと考えています。

#### ① 市民の負担割合について

市民の負担割合は、有料ごみ袋（45ℓ）1袋に対する手数料とごみ処理に係る費用を比較し、その割合を算出する。

本市が行う「組成調査」の結果から、有料ごみ袋（45ℓ）1袋当たりの排出重量は約4kgであり、また、1枚当たりの手数料は、31.5円となっている。

以上のことから、市民の負担割合は次のとおりとなる。

市民1人当たりの収集原価（H25～29年度の平均値）	=	22,539円（ごみ1トン）
市民1人当たりの処分原価（H25～29年度の平均値）	=	19,586円（ごみ1トン）
小計（市民1人当たりのごみ処理原価）	=	<u>42,125円（ごみ1トン）</u>

$$\text{市民の負担割合} = 31.5 \text{円} \div (42,125 \text{円} \div 1,000 \text{kg} \times 4 \text{kg}) = 18.7\%$$

（【資料①—1】参照）

#### ② 収集・運搬経費について

収集・運搬経費は、「一般廃棄物処理原価計算」における「ごみ収集部門にかかる収集原価（22,539円 税込）」から、軽貨物自動車1台（350kg）の稼働に伴う収集原価を算出し、これに、市民負担割合を乗じたものとする。

$$\text{収集・運搬経費} = 22,539 \text{円} \div 1,000 \text{kg} \times 350 \text{kg} \times 18.7\% = 1,475.18 \text{円}$$

③ 処分経費（廃棄物処理施設使用料部分）について

これまで、軽貨物自動車の最大積載量である 350 kg を廃棄物処理施設への搬入量としていたが、1 口当たりの収集実績の平均値（平成 26 年度～平成 30 年度）である 137.2 kg を採用し、より実態に即したものとする。（【資料①-2】参照）

$\begin{aligned} \text{処分経費（廃棄物施設使用料）} &= 137.2\text{Kg} \div 140\text{Kg} \\ &= 140\text{ kg} \div 10\text{ kg} \times 35\text{ 円} = 490\text{ 円} \end{aligned}$
---

■ 手数料改定について

(収集・運搬経費)	+	(処分経費)		
1,475円	+	490円	=	1,965円
<b>= <u>1,960円</u> (端数処理 10円未満切捨て)</b>				

### 3 犬、猫等の死体の処理手数料見直しの考え方

#### (1) 前回の手数料の改定について

犬、猫等の死体の処理については、排出者（飼い主等）の依頼を受けて戸別収集するため、費用負担の公平性を確保し応分の負担を求める趣旨から手数料を徴収しています。

前回の改定は、平成 26 年 11 月の家庭ごみ有料化に併せて実施しており、手数料は一時的多量の廃棄物処理と同じく、①市民の負担割合、②収集・運搬経費、③処分経費（廃棄物処理施設使用料）」により構成しています。

なお、犬、猫等の死体収集運搬業務については民間業者に委託しており、また、小動物であることから 1 体当たりの重量は 20 kg 以内としています。

#### (2) 今回の改定について

今回の改定は、現行手数料の考え方である、①市民の負担割合、②収集・運搬経

費、③処分経費による構成は引き続き踏襲し、収集・運搬経費については直近5年の委託料及び収集実績から1体当たりの収集コストを算出し、処分経費については廃棄物処理施設使用料の改定を踏まえた手数料の改定を行いたいと考えています。

① 市民の負担割合について

$$\text{市民の負担割合} = 31.5 \text{ 円} \div (42,125 \text{ 円} \div 1,000 \text{ kg} \times 4 \text{ kg}) = 18.7\%$$

(【資料②—1】参照)

② 収集・運搬経費について

1体当たりの収集コストに市民の負担割合を乗じて算出する。

(【資料②—2】参照)

・ 1体当たりの収集コスト

委託料 (H26~H30 年度平均) = 11,900,000 円 (税抜) … A

収集数 (H26~H30 年度平均) = 3,618 体 … B

1体当たりの収集コスト =  $A \div B = 3,289$  円 … C

・ 収集運搬経費

1体当たりの収集コスト (C) に市民負担割合 (18.7%) を乗じたものに、消費税分 (10%) を上乗せする。

$$\text{収集・運搬経費} = 3,289 \text{ 円} \times 18.7\% \times 1.1 (\text{消費税}) = 676.54 \text{ 円}$$

③ 処分経費 (廃棄物処理施設使用料部分) について

これまでは、廃棄物処理施設への1体あたりの搬入重量を20kg未満としていたが、収集実績から10kg未満に見直す。

$$\text{処分経費 (廃棄物処理施設使用料)} = 35 \text{ 円}$$

■ 手数料改定について

$$\begin{array}{rcl} \text{(収集・運搬経費)} & + & \text{(処分経費)} \\ 677 \text{ 円} & + & 35 \text{ 円} & = & 712 \text{ 円} \end{array}$$

$$= \underline{\underline{710 \text{ 円}}} \quad (\text{端数処理 } 10 \text{ 円未満切捨て})$$